

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <https://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2024年(令和6年) November 11月号

鹿児島県の最低賃金が改正されました ～必ずチェック！最低賃金！～



暑さ晩秋

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま……………1
 鹿児島県の最低賃金が改正されました
 ～必ずチェック！最低賃金！～……………2～4
 【産業保健】メタボリックドミノにおける菌科の役割……………5
 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です……………6
 令和6年9月末（速報値）業種別死傷災害発生状況……………7
 就職氷河期世代に対する活躍支援について……………8
 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です……………9～10

令和6年度第2回作業環境測定士試験のご案内……………10
 しごとより、いのち
 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です……………11
 過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内……………12～13
 就業環境整備・改善支援オンラインセミナーのご案内……………14
 さんぽセンターからのご案内……………15
 特定自主検査強調月間（11月1日～30日）のご案内……………16～17
 令和7年1月の講習開催のご案内……………18

さくらじま

昨今、SNSによる配信動画を観る機会も多いのですが、その中でも目にするのは「身体に悪い食べ物10選」といった類のものです。そこで挙げられる食品は、コンビニ弁当、カップラーメン、スナック菓子、菓子パン、フライドポテト、マーガリン、ハムやベーコンなどの加工肉、清涼飲料水といったものであり、トランス脂肪酸や食品添加物が多く含まれるとされるこれらの食品の過剰摂取は、確かに身体に良くないと思えます。

久しく私が疑問に思うのは、これらと同じように身体に悪い食品として牛乳が挙げられていることです。なんでも牛乳に含まれるカゼインが腸を傷つけ、炎症を引き起こすとのこ

とですが、一方でこのカゼインには神経の興奮を鎮める、免疫力を高めるという効能もあり、当然身体に良い面も多分にあります。私が小中学生の頃は牛乳を飲めば身長も伸び、骨も丈夫になると言われていた時代で、牛乳は毎日飲んでいましたし今でもたまに飲みます。どれだけ身体に悪いと言われてようとも考え方の切り替えができません。

結局のところ、どんな食品であっても適度に、自分が欲しているならば摂れば良いと改めて思います。しっかり食べて飲んで（私の場合毎日飲むのはもっぱら牛乳より芋焼酎となりましたが）、英気を養い、日々の業務に取り組んでいきたいと思っています。

必ずチェック！最低賃金！

鹿児島労働局賃金室

【鹿児島県最低賃金が令和6年10月5日より時間額953円に改正されました。】

鹿児島県 最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	953円	令和6年10月5日



- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

〈最低賃金に関するお問い合わせ先〉

鹿児島労働局賃金室 （電話）099-223-8278
 鹿児島労働基準監督署 （電話）099-214-9175
 鹿屋労働基準監督署 （電話）0994-43-3385

川内労働基準監督署 （電話）0996-22-3225
 加治木労働基準監督署 （電話）0995-63-2035
 名瀬労働基準監督署 （電話）0997-52-0574

【労働者の皆様へ】

最低賃金額以上の賃金が支払われていない場合には、最寄りの労働基準監督署（鹿児島、川内、鹿屋、加治木、名瀬）にご相談ください。

また、「労働条件相談ほっとライン」（0120-811-610）でも相談を受け付けています。「労働条件相談ほっとライン」の開設時間は、月～金：17～22時、土・日・祝日（9時～21時）です（12月29日～1月3日を除く）。



【事業主の皆様へ】

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業として、「業務改善助成金（中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援）」、「専門家派遣・相談等支援事業（ワン・ストップ＆無料の相談・支援体制）」、「働き方改革推進支援助成金【団体推進コース】（業種別団体の賃金底上げのための取組を支援）」があります。

「業務改善助成金」に関しては、業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）まで、お気軽にご相談ください。「専門家派遣・相談等支援事業」に関しては、鹿児島働き方改革推進支援センター（土・日・祝日・年末年始を除く9時～17時、0120-221-255）をご活用ください。「働き方改革推進支援助成金」に関しては、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）まで、お気軽にご相談ください。





鹿児島県 最低賃金

令和6年
10月5日から
時間額

953 円

前年比
56円[↑]
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
鹿児島労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



鹿児島労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことで、

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。 ※2

1 時間給の場合

$$\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

2 日給の場合

$$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

3 月給の場合

$$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

※1 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精進手当、通勤手当および家族手当

※2 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大 600万円を助成

業務改善助成金 コールセンター

0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



支給の要件

1



事業場内最低賃金の引上げ

2



引上げ後の賃金額の支払い

3



生産性向上に資する機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1



交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



審査

2



交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

3



実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出



審査

4



支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R6.9)



「メタボリックドミノにおける歯科の役割」

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員
松下 幸誠

『メタボリックドミノ』とは、メタボリックシンドローム（代謝異常症候群）をきっかけに、さまざまな健康問題が次々と連鎖的に引き起こされる様子を指します。

メタボリックシンドロームは、内臓脂肪の蓄積と高血糖、高血圧、脂質異常症などの健康リスクが重なった状態をいいます。この状態は心臓病や脳卒中、糖尿病、がん、さらには寝たきりのリスクを高めるものです。メタボリックシンドロームは未病（病気になる前段階）であることが多く、症状が軽いため見過ごされがちですが、適切な対応をしない限り、いずれ深刻な病気につながる可能性があります。

「ドミノ」という言葉が使われる理由は、最初にメタボリックシンドロームが発症すると、それが他の健康問題を次々に引き起こすからです。具体的には、肥満が高血糖や高血圧、脂質異常を引き起こし、これが動脈硬化を進行させ、最終的に心筋梗塞や脳梗塞など深刻な病気へとつながります。さらに、糖尿病や心臓病、腎臓病が重なり、全身の健康状態が悪化してしまいます。

メタボリックシンドロームの予防や改善は、こうした病気を防ぐ上で重要です。しかし、それに加えて、もっと早い段階で「ドミノ」を倒さないことが大切です。以下の対策が有効です。

1. 適度な運動：内臓脂肪を減らし、血糖値や血圧を改善します。
2. バランスの取れた食事：野菜や魚、食物繊維を多く摂取し、バランスの取れた食事を心がけることが推奨されます。
3. 禁煙や適度な飲酒：これらの習慣を減らすことで、心臓病や糖尿病のリスクを低下させることができます。

さらに、メタボリックドミノの最上流に位置するのが「歯科疾患」です。歯科疾患予防も、全身の健康に深く関わっています。

1. 歯の健康と体の健康はつながっている

歯周病などの口腔内の慢性的な炎症は、糖尿病や高血圧、肥満といったメタボリックシンドロームのリスクを高める可能性があります。毎日の歯磨きや定期的な歯科検診を受けることで、これらの病気を予防する手助けができるのです。

2. 歯科医院での生活習慣アドバイス

歯科医院では、単に歯のケアだけでなく、健康的な食生活についてのアドバイスも受けられます。たとえば、砂糖を減らすことは、歯だけでなく体全体に良い影響を与えます。

3. オーラルフレイルや歯の欠損、痛みにも注意

加齢とともに噛む力や飲み込む力が弱くなる「オーラルフレイル」は、栄養不足を引き起こし、全身のフレイル（衰弱）につながります。歯科検診を受け、口腔機能を維持することが大切です。特に、口腔機能が低下した状態で高齢期を迎えると、全身の健康に影響が及びやすくなります。歯科医院では、口腔機能の検査や訓練が保険適用で受けられます（18歳未満および50歳以上）。

4. 歯科医院で体全体の健康をチェック

歯科医院では、口腔内の健康だけでなく、全身の健康状態にも注意を払います。たとえば、口腔内の症状から糖尿病や高血圧の兆候を早期に発見し、必要に応じて他の専門医への受診を勧められることがあります。

歯の健康を守ることは、全身の健康を守ることにもつながります。オーラルフレイルやロコモティブシンドローム（運動器症候群）などの問題にも歯科が関与することで、体全体の健康維持と生活の質向上に貢献します。予防歯科は「病気を恐れる」という発想ではなく、「健康を維持する」という前向きな姿勢から習慣化しやすく、自律的な行動変容を促します。お口の健康を保ち、楽しい食生活を続けることが、何よりの幸せです。

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働保険徴収室

労働保険は

労災保険（労働者災害補償保険）と
雇用保険を総称した言葉です。

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません（5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産事業を除く）。

労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。

「そもそも知らなかった」

「小さい会社だから大丈夫だと思っていた」

「設立準備が忙しくて忘れてた」

など、様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のために加入することは事業主の責任です。

まだ加入手続を行っていない事業主の方、起業して新たに労働者を雇った事業主の方は、速やかに手続をお願いします。

加入手続を怠っていると

- 1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収することがあります。
- 3 事業主の方のための助成金が受けられません。



労働保険の各種手続は、電子申請・電子納付によっても行うことができます。

電子申請の詳しい内容については、e-Gov電子申請のページ
(<https://www.e-gov.go.jp>) 又は厚生労働省 HP をご覧ください。

※労働保険の手続きは、社会保険労務士または労働保険事務組合（商工会等）に委託して行うことも可能です。

【労働保険事務組合に委託した場合】

- 1 事業主自身の事務処理が軽減されます。
- 2 保険料の額に関わらず、保険料を年間3回に分けて納付できます。
- 3 事業主及び家族労働者も労災保険に特別加入できます。

<問い合わせ先>

鹿児島労働局労働保険徴収室（Tel. 099-223-8276）
又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークまで

詳しくは、厚生労働省
ホームページをご覧ください。



令和6年度 特定自主検査強調月間

令和6年11月1日▶11月30日

安全を 明日へつなぐ 特自検

主唱 / 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

2024年（令和6年） 秋季全国火災予防運動

令和6年11月9日（土）から11月15日（金）

守りたい 未来があるから 火の用心

11月9日は「119番の日」
総務省消防庁

令和6年9月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況									
業種	年	令和6年 (9月末)		令和5年 (同月末)		対前年			
						増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		1,479	13	1,477	11	2	2	0.1%	18.2%
1 製造業		262	4	297	3	-35	1	-11.8%	33.3%
1 食料品製造業		172	3	172	2		1	0.0%	50.0%
4 木材・木製品製造業		16		13		3		23.1%	
9 窯業土石製品製造業		10	1	17		-7	1	-41.2%	
11～12 金属製品製造業		16		19		-3		-15.8%	
13～15 機械器具製造業		23		30		-7		-23.3%	
上記以外の製造業		25		46	1	-21	-1	-45.7%	-100.0%
2 鉱業		1		8		-7		-87.5%	
3 建設業		218	5	202	3	16	2	7.9%	66.7%
1 土木工事業		80	4	73	1	7	3	9.6%	300.0%
2 建築工事業		98	1	86	1	12		14.0%	
3 その他の建設業		40		43	1	-3	-1	-7.0%	-100.0%
4 運輸交通業		137	1	152		-15	1	-9.9%	
1 鉄道・航空機業				2		-2		-100.0%	
2 道路旅客運送業		10		12		-2		-16.7%	
3 道路貨物運送業		127	1	138		-11	1	-8.0%	
4 その他の運輸交通業									
5 貨物取扱業		17		14		3		21.4%	
1 陸上貨物取扱業		7		8		-1		-12.5%	
2 港湾運送業		10		6		4		66.7%	
6 農林業		78	2	80	1	-2	1	-2.5%	100.0%
1 農業		42	1	47		-5	1	-10.6%	
2 林業		36	1	33	1	3		9.1%	
7 畜産・水産業		79		59		20		33.9%	
8 商業		182		189	1	-7	-1	-3.7%	-100.0%
1 卸売業		29		25		4		16.0%	
2 小売業		140		149	1	-9	-1	-6.0%	-100.0%
3 理美容業				1		-1		-100.0%	
4 その他の商業		13		14		-1		-7.1%	
9 金融・広告業		12		12				0.0%	
11 通信業		17		19		-2		-10.5%	
12 教育・研究業		7		18		-11		-61.1%	
13 保健衛生業		255		240		15		6.3%	
1 医療保健業		98		97		1		1.0%	
2 社会福祉施設		151		133		18		13.5%	
3 その他の保健衛生業		6		10		-4		-40.0%	
14 接客娯楽業		84		72	1	12	-1	16.7%	-100.0%
1 旅館業		23		18	1	5	-1	27.8%	-100.0%
2 飲食店		44		41		3		7.3%	
3 その他の接客娯楽業		17		13		4		30.8%	
上記以外の事業		130	1	115	2	15	-1	13.0%	-50.0%
10 映画・演劇業				1		-1		-100.0%	
15 清掃・と畜業		70		60		10		16.7%	
16 官公署				2		-2		-100.0%	
17 その他の事業		60	1	52	2	8	-1	15.4%	-50.0%
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		134	1	146		-12	1	-8.2%	
第三次産業（8～17）		687	1	665	4	22	-3	3.3%	-75.0%

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めて集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
- ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

就職氷河期世代に対する活躍支援について

鹿児島労働局訓練課

いわゆる就職氷河期世代は、たまたまバブル崩壊後の厳しい経済状況の時期に、学校卒業時における就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、さまざまな課題に直面している方々がおり、国や地域レベルで一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に取り組むことが求められています。当初、令和4年度までとされていた集中的な取組については、これを2年間延長し、令和6年度まで、より効果的・効率的な支援を実施し、取組の強化を図ることとしています。

そこで、「ハローワークかごしま・ワークプラザ天文館」及び「ハローワーク国分」では、「35歳からのステップアップ窓口（就職氷河期世代支援窓口）」を設置し、安定した雇用を希望する1968（昭和43年）年4月2日から1988（昭和63年）年4月1日までの間に生まれた方に対する専門的な集中支援を行っています。

就職氷河期世代の方々への支援は、多様な人材が個々の能力を発揮し活躍できる環境を整備するために社会全体で取り組むべき喫緊の課題であることから、これまで不安定就労等を余儀なくされている方々の積極的な採用について、事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、ハローワーク等で個別支援等の就労に向けた支援を受けている就職氷河期世代の方（1968（昭和43年）年4月2日から1988（昭和63年）年4月1日までの間に生まれた方）で、過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間が通算1年以下、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方を、ハローワーク等の紹介で正規雇用労働者として新たに雇用する事業主に対しては、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）が支給されます。この助成金を受給するためには、一定の要件・条件がありますので、詳しくは県内各ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和6年8月分】

県内有効求人倍率 1.14倍（前月比0.01P増加）
 全国平均有効求人倍率 1.24倍（前月と同率）

県内正社員有効求人倍率 1.04倍（前年同月比0.01P減）
 全国正社員有効求人倍率 1.00倍（前年同月比0.01P減）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人への動きに弱さがみられます。物価上昇等が雇用と与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【早期再就職支援等助成金】



＜厚生労働省ホームページ＞

①再就職支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対し、再就職支援を民間の職業紹介事業者等に委託等して行う事業主へ助成

②雇入れ支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者を離職の翌日から3か月以内に無期雇用労働者として雇い入れ、賃金を5%以上上昇させた事業主へ助成

③中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで、中途採用者の採用を拡大させた事業主へ助成

④U・I・Jターンコース

東京圏からの移住者（移住支援事業利用者）を雇い入れた事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成

ご相談は職業対策課助成金第1係（☎099-219-8713）へ





その無理な発注の「しわ寄せ」で取引先が途方に暮れていませんか？

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

STOP!
しわ寄せ



大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



しわ寄せ防止特設サイト



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト

大企業等と下請等 中小事業者と共存共栄!

STOP!
し寄せ

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
●過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
●納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。**特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする**こと。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。
(受付時間) 9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

令和6年度第2回作業環境測定士試験のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

(公財)安全衛生技術試験協会から、令和6年度第2回作業環境測定士試験の案内がありましたのでお知らせ致します。

試験の種類：第二種作業環境測定士試験

試験期日：令和7年2月13日(木)

試験地及び試験場：久留米市(福岡県)・・・九州安全衛生技術センター 他

受験申請書の受付：令和6年11月5日(火)～12月3日(火)

受験願書等：当協会本部(TEL099-226-3621)又は、九州安全衛生技術センター(TEL0942-43-3381)に請求して下さい。

試験案内は、安全衛生技術試験協会のホームページに掲載されています。

※その他必要な事項については、安全衛生技術試験協会(TEL03-5275-1088)へお問い合わせ下さい。

しごとより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、
人生を豊かにしてくれるもの。
働き過ぎで心や体の健康を損なうことは
絶対にあってはなりません。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省
厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚生労働省 過労死防止 検索



過労死等 防止対策推進 シンポジウム

鹿児島
会場

働き続けることのできる社会へ
過労死をゼロにし、健康で充実して

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加
無料

事前申込

日時

2024年11月20日(水)
14:00～16:00（受付13:30～）

会場

TKPガーデンシティ鹿児島中央
3F 薩摩ホール
（鹿児島市中央町26-1 南国アネックス）



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：鹿児島県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

鹿児島会場

プログラム

[主催者挨拶] 鹿児島労働局労働基準部

[基調講演]

「労働者に認められがちな 精神疾患の病態と治療 刑事精神鑑定を経験も踏まえて」

赤崎 安昭 氏

(鹿児島大学医学部保健学科・同大学院保健学研究科 教授)

[過労死ご遺族による体験談発表]

●会場のご案内

TKPガーデンシティ鹿児島中央 3F 薩摩ホール

(鹿児島市中央町26-1 南国アネックス)

・JR鹿児島本線「鹿児島中央駅」東口より徒歩約3分

●参加申し込みについて

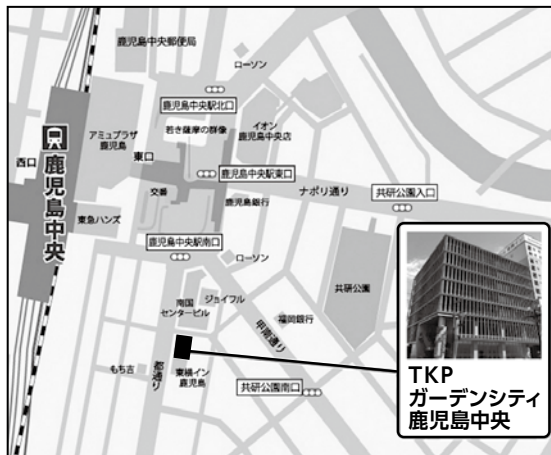
- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みは Web または FAX をお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- 参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

赤崎 安昭 氏

鹿児島大学医学部保健学科
同大学院保健学研究科 教授
(学科長・研究科長)



1987年、医師免許を取得。同年、鹿児島大病院精神科に研修医として着任し、1993年、同大学院にて医学博士を取得。鹿児島大学大学院医歯学総合研究科精神機能病学分野の助手、講師、准教授を経て、2013年に現職。生物学的精神医学が主な研究領域であったが、労働災害の業務や精神鑑定（民事、刑事）に関わるようになった。刑事精神鑑定ハンドブック、司法精神医学入門などを執筆しており、刑事精神鑑定に関する業績は多数。現在は、司法精神医学、精神科リハビリテーション、臨床精神医学に関する研究・教育・実務（診療も含む）に関わっている。刑事精神鑑定に関する業績に対しては、鹿児島地方検察庁検事正から（2007年2月9日）、法務大臣から（2022年2月25日）、それぞれ感謝状が授与された。また、労働基準行政に関する業績に対しては、厚生労働省労働基準局長から表彰（2022年11月23日）された。



TKP
ガーデンシティ
鹿児島中央

Webからのお申し込みはこちら [二次元バーコードを読み込んで下さい。](https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/) ▶▶▶

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 **03-6264-6445**
- 下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- 経営者 会社員 公務員 団体職員 教職員 医療関係者 弁護士
 社会保険労務士 パート・アルバイト 学生 過労死等の当事者・家族
 その他 []

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

【個人情報の取扱いについて】 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク 電話：0570-080082 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年度 厚生労働省委託事業
就業環境整備・改善支援事業



「労務管理の基礎をじっくり学ぶ！」

就業環境整備・改善支援 オンラインセミナー

人手不足で困っている！目をかけた従業員がやめてしまう！

従業員の採用・定着や職場で発生するトラブルを回避するための、労務管理の基本的な知識について、『理解しやすさ』『継続しやすさ』を感じていただけるように解説いたします。

1. 採用・定着、労働条件の明示、就業規則の必要性について
2. 賃金の支払い義務、割増賃金の種類と割増率
3. 労働保険・社会保険の加入条件、副業・兼業の際の取扱いについて
4. サブロク(36)協定、休日・労働時間について
5. 有給休暇の取得、退職・解雇について
6. 安全衛生、働き方改革の推進について

6つのテーマを3回に分けて実施、職場やご自宅などご都合に合わせてご参加ください。
※詳細、開催日程は裏面をご参照願います

セミナー講師：中内哲（さとし）

国立大学法人熊本大学 大学院人文科学研究部(法学系)教授



労働法を専門として、分かりやすい講義に定評がある。
令和4年熊本県労働委員会 会長（公益委員）
令和4・5・6年度厚生労働省委託事業
「就業環境整備・改善支援事業」検討委員
福岡市在住。

セミナー参加者の声

- ・ 無料でしたが内容が充実しており、受講して本当に良かったです
- ・ オンラインセミナーは開催回数が多いので予定を合わせて参加できました
- ・ セミナーテキストは大変わかりやすく活用できます



（テキスト・資料集・受講料無料）

申込方法

Webサイト、QRコードからお申し込みください
<https://shuugyou.mhlw.go.jp/seminarplan-online>

問合せ先

問い合わせ先 運営事務局 株式会社タスクールPlus
愛知県名古屋市中区千代田2-1-15 スター千代田ビル4階
Mail : shuugyou@task-school.com TEL : 050-5810-1032



働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

鹿児島産業保健総合支援センター

ばんぽセンターからのご案内

メンタルヘルス対策
セミナー



こころとからだの バランスを整えよう！

こころの健康には、個人の資質や能力の他に、身体状況、社会経済状況、住居や職場の環境、対人関係など、多くの要因が影響し、なかでも、身体の状態とこころは相互に強く関係しています。また、こころの健康を保つには多くの要素があり、適度な運動もこころの健康において重要な基礎の一つとなっています。

今回、当センターでは、事業場におけるメンタルヘルス対策のセルフケアへの取り組みとして「こころとからだのバランス」をテーマにしたセミナーを開催します。セミナーを通じた健康教育などを実施していただく参考の機会として参加してみませんか。お申し込みをお待ちしています。

日 時： 令和6年11月22日（金） 14:00～16:10

会 場： マリンパレスかごしま 4F カトレア（鹿児島市与次郎2-8-8）

内 容： 【第1部】心の整え方 ～ストレスフリーな生活への第一歩～
 講師：鹿児島産業保健総合支援センター
 メンタルヘルス対策・両立支援促進員（産業カウンセラー）

参加
無料

【第2部】体が変わると心が変わる
 講師：鹿児島産業保健総合支援センター
 産業保健相談員（健康運動指導士）

運動実演も
あります！



【その他】働く人と職場における勤務間インターバル制度の価値
 厚生労働省令和6年度勤務間インターバル制度研修講師派遣事業

対 象 者： 事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフなど

定 員： 30名（定員に達し次第締切）

申込期限： 令和6年11月15日（金）

申 込： ホームページ、右記2次元コード



お申し込みはこちらから
<https://ssl.formman.com/t/qLRH/>

第2部では、ストレッチがありますので、動きやすい服装（ズボンなど）でお越しください。

独立行政法人
 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター

TEL: 099-252-8002

HP: <https://kagoshimas.johas.go.jp/>



ばんぽ
センター

特自検

特定自主検査



検査を済ませた機械には、それを証する検査済標章を貼付しなければなりません。

安全を
あした
明日へつなぐ
特自検

ゼロ災害

特定自主検査

強調月間 令和6年 11月1日(金) ~ 30日(土)

【主催】公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 本部・各都道府県支部
 【協賛】厚労省労働安全衛生局
 中央労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 林業・木材製造業労働災害防止協会 一般社団法人 日本産業車両協会
 建設業労働災害防止協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 一般社団法人 日本建設機械工業会



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
 SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

令和6年度 建設荷役車両特定自主検査

強調月間実施要綱

令和6年

11月1日

30日

スローガン

安全を ^{あした} 明日へつなぐ 特自検

趣旨

建設荷役車両の特定自主検査（特自検）の実施台数は、令和5年度には全国で約207万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として多発しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和6年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- 1 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- 2 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- 3 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- 4 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主催者の実施事項

- 1 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- 2 ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- 3 巡回指導による現地指導
- 4 研修会・実務研修等の開催
- 5 「特自検業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

- 1 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。

- 2 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検が計画的に実施されているか確認する。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

<問い合わせ先>

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 鹿児島県支部

鹿児島市卸本町6番地12（オロシティーホール内）

TEL 099（260）0615 FAX 099（260）0646

令和7年1月 講習開催のご案内（11月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
https://www.kakikyo.or.jp/seminar/



講習名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格	
技 能 講 習	不整地運搬車運転	1/7~8	11/11 会員 37,840円 一般 38,500円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械（整地等又は解体用）運転技能講習修了者	
	有機溶剤作業主任者	1/9~10	11/11 会員 15,620円 一般 16,280円		
	小型移動式クレーン運転	1/14~16	11/18 【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者	
	[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	1/20~24 1/20~21	11/25	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者
				【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 （カタピラ車限定を除く）
	乾燥設備作業主任者	1/22~23	11/25	会員 15,400円 一般 15,950円	【受講資格】 ・乾燥設備取扱い作業に5年以上従事経験他
金属アーク溶接等 作業主任者限定	1/24	11/25	会員 12,210円 一般 12,870円		
特別 教 育	アーク溶接等	1/7~9	11/11 会員 18,810円 一般 22,110円		
	フルハーネス型 墜落静止用器具	1/14	11/18 会員 10,725円 一般 11,825円		
	クレーン運転	1/20~21	11/25 会員 17,160円 一般 20,460円		
そ の 他	安全管理者選任時研修	1/14~15	11/18 会員 17,050円 一般 21,450円		
	職長教育	1/16~17	11/18 会員 12,980円 一般 16,280円		

- 〈備考〉 1 当社の技能講習・特別教育等（衛生管理者免許試験準備講習を除く）を申し込むには予約が必要です。
2 申込書の提出時、予約番号の記入が必要となります。予約番号のない申込書は受理できませんのでご注意ください。
3 予約可能日時は平日（土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く）の8:30~17:00までです。予約開始日以降に予約可能となります。
4 定員に達した場合はWeb予約は終了となります。また、講習科目によっては日程を延長して実施する場合があります。
5 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。また、案内書をお取り寄せください。

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

石綿調査者講習Web申込

検索

講習日	Web申込期間	受講料テキスト代(消費税込)	受講料納入期限	会場	受講資格
12/17~18	11/13~15	38,280円	11/19	オロシティーホール	・石綿作業主任者技能講習修了者 ・その他

- 〈備考〉 1 受講資格が必要です。
2 Web申込時は顔写真、本人確認書類、資格を証する書類等の準備が必要です。
3 Web申込は受付開始日以降に可能となります。受付時間は終日です。
4 定員（70名）に達した場合はWeb申込は終了となります。
5 詳細につきましては、ホームページ「建築物石綿含有建材調査者講習（一般）Web申込」をご覧ください。

（主催：中央労働災害防止協会）

安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修

https://www.jisha.or.jp/kyushu/index.html

中災防九州 検索



講習日	Web申込	受講料テキスト代(消費税込)	会員区分	会場	お申込み・お問合せ先
11/19	中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターのHPから随時申込	会員 31,680円 一般 35,200円	※下記参照	オロシティーホール	中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター TEL：092(437)1664

※会員とは中央労働災害防止協会の賛助会員又は鹿児島県労働基準協会の会員事業場のことです。